

## 集落営農組織へのけいとう栽培の 導入を支援しています

石川農林総合事務所農業振興部



水稲育苗ハウス内でのけいとう栽培



出荷調製作業

当事務所では、平成12年から野菜農家の複合部門としてけいとう栽培の導入を図り、産地育成を進めてきました。平成18年には栽培面積及び生産量は31a、14万本まで拡大し、市場からの評価も高く、県内はもとより関東、関西市場へも出荷されるようになりました。

平成19年からは、さらなる産地拡大に向けて、水稲を中心とした集落営農組織への導入に取り組んでいます。そのねらいは、①水稲とけいとうの作業時期が競合しないため、労力を有効に活用できること、②水稲育苗後の遊休ハウスを有効活用できること、③近年、米価が低迷している中で、水稲との複合経営により収入の増大を図ることです。

※集落営農組織：集落の農業者が共同で農業経営を行う組織

けいとう栽培を集落営農組織へ導入するにあたって、普及指導員は、集落営農組織の組合員に対して、①播種や灌水作業、追肥、病虫害防除などのきめ細やかな管理作業の指導を行うとともに、②播種作業の省力化を図るための直播き栽培の導入、③限られた収穫適期の中で収穫、選別、調製作業を効率的に行うための作業体系の提示などを行ってきました。

この取り組みの結果、集落営農組織2組織で複合経営品目として定着し、けいとうの産地規模も拡大しています（H21年現在、栽培面積35a、生産量22万本）。

問い合わせ先：石川農林総合事務所農業振興部(076-276-0371)